

藤沢市市民利用会議室条例の一部改正について
藤沢市市民利用会議室条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市民利用会議室条例の一部を改正する条例
藤沢市市民利用会議室条例（平成29年藤沢市条例第14号）の一部を次のよう
に改正する。

第4条第1号を次のように改める。

(1) その代表者が18歳以上である団体

第4条に次の1号を加える。

(3) 18歳以上の個人

別表備考第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

1 これらの表において、「使用者区分A」とは、第4条第1号に規定する団体
のうちその団体を組織している者の半数以上の者が次の各号のいずれかに該当
する者で組織されたもの又は同条第3号に規定する者で次の各号のいずれかに
該当するものが使用する場合をいう。

別表備考第2項を次のように改める。

2 これらの表において、「使用者区分B」とは、第4条第1号に規定する団体
又は同条第3号に規定する者が使用する場合で使用者区分Aに該当する場合以
外の場合、同条第2号に掲げるものが使用する場合（事業を営む個人にあって
は、当該事業に関し使用する場合に限る。）をいう。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の藤沢市市民利用会議室条例第4条に規定するものに

係るこの条例の施行の日以後の使用に係る許可、使用料の納付その他の運営に関し必要な事項は、この条例の施行の前においても行うことができる。

提案理由

この条例を提出したのは、多様な利用により施設のさらなる有効活用を図るため、市民利用会議室を使用することができるものを拡大することに伴い、所要の改正をする必要による。